

# 伊予鉄道株式会社 ICカード乗車券 取扱規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、伊予鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」という。）が発行するICカードを媒体としたストアードフェアカード（定期乗車券機能を搭載したものを含む。以下、「ICカード乗車券」という。）の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 当社が発行するICカード乗車券（以下、ストアードフェアカードを「ICOCA乗車券」、定期券カードを「地域鉄道ICOCA定期券」という。※「別表1-1」）による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。なお、他社が発行した全国相互利用が可能なICカード乗車券（以下、「他社が発行したICカード乗車券」という。※「別表1-2」）による当社路線に係る旅客の運送等については、別途「第5章他社が発行したICカード乗車券」に定めるところによる。

2 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによる。  
別に定めるものの主なものは、次のとおり。

- ・旅客営業規則
- ・西日本旅客鉄道株式会社（以下JR西という。）のICカード乗車券取扱約款

### (用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「当社路線」とは、当社の経営する鉄道線・軌道線の全路線をいう。
- (2) 「SF（ストアードフェア）」とは、IC乗車券上に記録される金銭的価値をいう。
- (3) 「ICOCA」とは、SFの機能のみを持つICOCA乗車券をいう。
- (4) 「小児用ICOCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するICOCAをいう。
- (5) 「地域鉄道ICOCA定期券」とは、券面に印字を行わず、当社及び伊予鉄バス株式会社で通用する定期乗車券とストアードフェアカードの機能を持つICカード乗車券をいう。当該定期乗車券の情報は地域鉄道ICOCA定期券とともに交付する地域鉄道ICOCA定期券内容控に表示する。
- (6) 「小児用地域鉄道ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供する地域鉄道ICOCA定期券をいう。
- (7) 「地域鉄道ICOCA定期券内容控」（以下、「定期券内容控」という。）とは、本条第5号、第6号の定期発売時に併せて交付する定期券内容を記載した控をいう。
- (8) 「ICOCA定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを持つ又は定期乗車券とSFカードの機能を持つICOCA乗車券をいう。
- (9) 「小児用ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するICOCA定期券をいう。

- (10) 「乗車」とは、当社路線において鉄道線駅への入場および軌道線車両に乗車することをいう。
- (11) 「降車」とは、当社路線において鉄道線駅から出場および軌道線車両から降車することをいう
- (12) 「リーダーライター (R/W)」とは、駅施設及び車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの (以下、「乗車R/W」という。) と降車処理をするために設置したもの (以下、「降車R/W」という。) がある。
- (13) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件にICカード乗車券の利用権の代価をいう。
- (15) 「定期利用者」とは、第7号に記載された氏名をいう。
- (16) 「スマートICOCA」とは、JR西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及び利用乗車券等について、JR西が定めたものをいう。
- (18) 「モバイルデバイスのICOCA」とは、ICOCA乗車券のうち、JR西が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用するICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてモバイル規約に約定したものをいう。
- (17) 「簡易型車載機」とは、精算処理をするための機器をいう。

#### (ICカード乗車券の種類)

第4条 ICOCA乗車券及び地域鉄道ICOCA定期券の種類は、「別表1-1」に定めるものとする。

#### (契約の成立時期及び適用規定)

第5条 ICカード乗車券による契約の成立時期は、ICカード乗車券を購入したときとする。

- 2 個別の運送契約の成立時期は、鉄道線は乗車R/W、軌道線は降車R/Wで各々乗降車処理をしたときとする。また、坊っちゃん列車は簡易型車載機で精算処理をしたときとする。地域鉄道ICOCA定期券にかかわる運送契約は、その地域鉄道ICOCA定期券を発売したときに成立したものとす。

#### (規則等の変更)

第6条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を予告なしに変更することがある。

#### (旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとす。また、前条により規定を変更した場合も、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は規定に同意したものとす。

#### (取扱区間)

第8条 当社線におけるICOCA乗車券の取扱区間は当社鉄道線・軌道線の全路線とする

#### (使用方法)

第9条 ICOCA乗車券を用いて乗車するときは乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一のICカード乗車券により降車R/Wで降車処理を行わなければならない。

- 2 前項の場合であって、軌道線 (坊っちゃん列車を除く) の場合は降車するときに降車R/Wで降車処理のみ行わなければならない。
- 3 坊っちゃん列車の場合は乗車するときに簡易車載機で乗車処理のみ行わなければならない。

- 4 前項の定めにかかわらず、I COCA乗車券はI COCA乗車券取扱い窓口または簡易車載機で精算することができる。
- 5 前各項の場合、S F残額は10円単位で旅客運賃等に充当する。

(発売箇所)

第10条 当社は、I COCA乗車券の発売等業務をJR西から受託し、当社の指定する窓口で行う。

- 2 I COCA乗車券の発売は、地域鉄道I COCA定期券取扱い窓口で行う。
- 3 地域鉄道I COCA定期券の発売は、地域鉄道I COCA定期券取扱い窓口で行う。
- 4 当社の都合により、前2項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできない。

- 2 乗車時に使用したICカード乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該I COCA乗車券で再び乗車することはできない。
- 3 次の各号の1に該当する場合には、I COCA乗車券は直接リーダーライターで使用するできない。
  - (1) 降車時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき。
  - (2) I COCA乗車券の破損、リーダーライターの故障等によりI COCA乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
- 4 他の乗車券及び現金と併用して使用することはできない。
- 5 鉄道線（城北線を除く）の乗車時にS F残額がない（0円）場合は、I COCA乗車券を使用することができない。（地域鉄道I COCA定期券の有効期間内で有効区間内から乗車する場合を除く）
- 6 偽造、変造又は不正に作成されたI COCA乗車券を使用することはできない。
- 7 I COCA乗車券のS Fを使用して、当社窓口で旅客営業規則に定める乗車券との引換はできない。

(制限又は停止)

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。
  - 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示する。
  - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(ICカードの所有権)

第13条 I COCA乗車券に使用するICカード乗車券の所有権は発行元であるJR西に帰属する。

- 2 I COCA乗車券が不要となったとき及びそのI COCA乗車券を使用する資格を失ったときは、I COCA乗車券を返却しなければならない。
- 3 当社及びJR西の都合により、予告なく貸与したI COCA乗車券を交換することがある。

(デポジット)

第14条 当社は、I COCA乗車券を発売するにあたり、JR西に代わりI COCA乗車券を旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとしてI COCA乗車券1枚につき500円を収受す

- る。
- 2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合がある。
  - 3 IC O C C A乗車券を旅客が返却したときは、第 26 条、第 27 条、第 42 条及び第 43 条に定める場合を除き、発売時に収受したデポジットを返却する。
  - 4 デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

(IC O C C A乗車券の失効)

第 15 条 カードの交換、S Fの使用、S Fのチャージ又は地域鉄道 IC O C C A定期券に付加した定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、JR 西が特に定めた場合には IC O C C A乗車券は失効することがある。この場合の取扱いは JR 西の定めるところによる。

(チャージ)

第 16 条 旅客は IC O C C A乗車券に、地域鉄道 IC O C C A定期券窓口でチャージすることができる。

- 2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表 2」に定めるものとする。ただし、1枚当たりの S F残額は 20,000円を超えることはできない。

(S F残額の確認)

第 17 条 旅客は IC O C C A乗車券の S F残額をリーダーライター又は IC O C C A乗車券取扱い窓口で確認することができる。

(スマート IC O C C Aの取扱条件)

第 17 条の 2 スマート IC O C C Aにかかわる発売、発行、紛失再発行、払いもどし等のサービス内容及びご利用条件等はスマート JR 西の規約及び別に定めるところによる。

(モバイルデバイスの IC O C C Aの取扱条件)

第 17 条の 3 モバイルデバイスの IC O C C Aにかかわる発行、機種変更、再発行、払いもどし等のサービス内容及びご利用条件等は JR 西の規約及び別に定めるところによる。

(S F利用履歴の確認)

第 18 条 旅客は IC O C C A乗車券の利用履歴を当社窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴は、最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字することができる。
- (2) 正常に乗降処理がされていない場合は、利用履歴の確認はできない。
- (3) 26 週間を経過した利用履歴の確認はできない。

## 第 2 章 IC O C C A

(IC O C C A乗車券の所持資格)

第 19 条 各種 IC O C C A乗車券の所持資格は「別表 3-1」に定めるものとする。

- 2 「別表 3-1」の障害者割引設定大人用、障害者割引設定小児用及び障害者割引設定介護用の IC O C C A乗車券については、身体障害者割引設定手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

(発売額)

第20条 ICoca乗車券の発売額は2,000円(デポジット500円を含む)とする。

2 前項にかかわらず、発売額を変更することがある。

(更新期限)

第21条 小児用ICocaおよびICoca乗車券への身体障害者割引設定にはカード利用の更新期限がある。

2 更新期限は「別表3-1」に定めるものとし、更新手続きは、地域鉄道ICoca定期券取扱い窓口において更新期限の14日前から受付ける。

3 障害者割引設定大人用、障害者割引設定小児用および障害者割引設定介護用のICoca乗車券の設定更新手続きには、身体障害者割引手帳又は療育手帳の提示により本人確認が必要となる。

4 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りの地域鉄道ICoca定期券取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(小児用ICocaの発売)

第22条 小児用ICocaの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用ICocaを発売する。

2 小児用ICocaの発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表3に定める地域鉄道ICoca定期券およびこどもICoca申込書(以下「購入申込書」という)に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。

3 旅客は、小児用ICocaに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用ICocaの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用ICocaの記名人本人又は代理人であることを証明しなければならない。

(運賃の減算)

第23条 旅客がICoca乗車券を第9条の規定により使用する場合(坊っちゃん列車を除く)、降車時にICoca乗車券のSFから次の各号のとおり当該乗車区間の運賃を減算する。

(1) ICoca乗車券 . . . . . 片道IC普通旅客運賃

(2) 小児用ICoca . . . . . 小児片道IC普通旅客運賃

2 坊っちゃん列車は、乗車時にICoca乗車券のSFから坊っちゃん列車運賃料金を減算する。

(小児用ICocaの再印字)

第24条 小児用ICocaは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった小児用ICocaは、これをICoca乗車券取扱窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

(効力)

第25条 第9条の規定により使用する場合のICoca乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとする。また、ICoca乗車券から

大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができる。

- (2) 小児用 I C O C A は、記名人のみが使用することができる。
- (3) 途中下車の取扱いは行わない。
- (4) 乗車 R / W 処理した I C O C A 乗車券は、処理後 8 時間に限り降車 R / W が正常に処理される。

(無効となる場合)

第 26 条 I C O C A 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合。
- (2) その他不正乗車的手段として使用した場合。
  - 2 前項によるほか、小児用 I C O C A にあつては、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
    - (1) 記名人以外の者が使用した場合。
    - (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合。
    - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合。
    - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。
      - 3 第 1 項および第 2 項に該当する場合は、I C O C A の搭載された他の乗車券も回収する。
      - 4 第 1 項および第 2 項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第 5 8 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となる。
      - 5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第 27 条 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A 乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

- 2 前項に規定するほか、I C O C A 乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。
- 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第 28 条 第 26 条第 1 項の規定により、I C O C A 乗車券を無効として回収した場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 117 条の規定を準用して計算する。

(紛失再発行)

第 29 条 旅客は、I C O C A の盗難または紛失等による再発行の請求をすることはできない。

- 2 前号にかかわらず、第 7 2 条第 2 項の規定により他社の乗車券が付加された I C O C A は、付加された乗車券が定期券の定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該乗車券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。
- 3 第 1 項にかかわらず、小児用 I C O C A の記名人が当該小児 I C O C A を紛失した場合で、別に定める申込書を地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した小児用 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 1 4 日以内に再発行を行う。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が JR 西のシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前に、取扱区内の小児用 I C O C A の処理を行う機器に対して当該小児用 I C O C A の使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 I C O C A 1 枚につき紛失再発行の手数料 5 2 0 円とデポジット 5 0 0 円を現金で収受する。
- 5 当該小児用 I C O C A の使用停止の申込を受付けた後、これを取り消すことはできない。
- 6 第 3 項及び第 4 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I C O C A を発見した場合は、旅客はこれを地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した小児用 I C O C A とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って返却の取扱いを行う。

#### (当社の免責事項)

第 30 条 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A の払い戻しや第 7 2 条第 2 項の規定により当該小児 I C O C A に付加された他社の乗車券の払戻し、S F の使用等で生じた損害額については、当社その責めを負わない。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

#### (障害再発行)

第 31 条 I C O C A 乗車券の破損等によって I C O C A 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書を地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に提出したときは、その翌日から 1 4 日以内に、当該 I C O C A 乗車券の S F 残額と同額の再発行の取扱いを行う。

ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

- 2 前項の取扱いを行った場合、第 7 2 条第 2 項の規定により I C O C A 乗車券に付与された他社の乗車券は再発行できない。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

#### (払い戻し)

第 32 条 旅客は、I C O C A 乗車券が不要となった場合は、これを地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に差し出して、当該 I C O C A 乗車券の S F 残額（1 0 円未満のは数を切り上げ、1 0 円単位とした額とする）の払い戻しを請求することができる。この場合、手数料として 1 枚につき 2 2 0 円を支払うものとする。ただし、I C O C A 乗車券を所持する旅客が「別表 3 - 1」で定める所持資格を失った I C O C A 乗車券の払い戻しをする場合は、手数料を収受しない。

- 2 前項の規定により、I C O C A 乗車券を請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人であることを証明したときに限ってもどしを行う。
- 3 前項の定めにかかわらず、当該 I C O C A 乗車券の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払もどしを請求することができる。ただし、小児用 I C O C A で親権者等の法定代理人が払もどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との

関係性証明したときは、記名人本人により委任を省略することができる。

- 4 全各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却する。
- 5 IC O C C A乗車券の払いもどしを行うと、第72条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合がある。

#### (地域鉄道 IC O C C A定期券への変更)

- 第33条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、IC O C C AのSF残額及びデポジットを引き継いで地域鉄道 IC O C C A定期券への変更を申し出ることができる。
- 2 IC O C C Aから地域鉄道 IC O C C A定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 IC O C C A上に定期乗車券の機能を付加することにより、地域鉄道 IC O C C A定期券に変更する。
  - 3 旅客は変更の際して氏名、生年月日等の必要事項を別表○に定める購入申込書に記載し、提出しなければならない。
  - 4 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがある。

#### (列車の運行不能の場合の取扱い方)

- 第34条 乗車R/Wによる処理を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができる。
- (1) 発駅までの無賃送還  
この場合、乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、発駅での降車処理時にはICい〜カードの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用する。
  - (2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還  
この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を途中駅において IC O C C A乗車券のSF残額から減算する。
  - (3) 不通区間の別途旅行  
運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において IC O C C A乗車券のSF残額から減算する。
- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

#### (同一駅で出場する場合の取り扱い方)

- 第35条 旅客は、IC O C C A乗車券で乗車処理をした後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して降車処理する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 旅客は、IC O C C A乗車券で乗車処理をした後、乗車しないで同一駅で降車処理する場合は、当該 IC O C C A乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、一定時間内であれば降車R/Wにより発駅情報を消去することができる。

### 第3章 地域鉄道 IC O C C A定期券



(地域鉄道 I COCA 定期券所持資格)

- 第 36 条 地域鉄道 I COCA 定期券には、通勤定期券・通学定期券・シルバー定期券があり、その所持資格は「別表 3-2」に定めるものとする。
- 2 地域鉄道 I COCA 定期券の購入に際しては、所定の申込書に定期券の種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。また、障害者割引設定の適用条件は「別表 3-3」に定めるものとする。
  - 3 地域鉄道 I COCA 定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の 14 日前からとする。
  - 4 地域鉄道 I COCA 定期券購入のためだけの乗車に限り、最寄の地域鉄道 I COCA 定期券取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(発売)

- 第 37 条 地域鉄道 I COCA 定期券の購入の申し出があったときは、旅客営業規則に定める定期乗車券を付加した地域鉄道 I COCA 定期券を発売する。
- 2 旅客が所持する I COCA 乗車券、スマート I COCA と同一のカードに旅客営業規則に定める地域鉄道 I COCA 定期券を発売することができる。(ただし、次の各号の I COCA 定期券を除く。) この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければならない。
    - (1) I COCA FREX 定期券
    - (2) 一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道)が発売する I COCA 定期券
  - 3 小児用の地域鉄道 I COCA 定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC カードを媒体として、前項の規定により小児用地域鉄道 I COCA 定期券を発売する。この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければならない。
  - 4 旅客は、地域鉄道 I COCA 定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければならない。また、旅客が購入する地域鉄道定期券が小児用地域鉄道 I COCA 定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。
  - 5 旅客は、地域鉄道 I COCA 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを地域鉄道 I COCA 定期券取扱い窓口差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により当該地域鉄道 I COCA 定期券の定期利用者本人(小児用地域鉄道 I COCA 定期券にあつては、定期利用者本人又は代理人)であることを証明しなければならない。
  - 6 前項の取扱いを行う場合は、IC カードを交換して取り扱うことがある。

(地域鉄道 I COCA 定期券内容控)

- 第 38 条 前条 1 項から 3 項により地域鉄道 I COCA 定期券を発売した場合および障害者割引サービスを適用した I COCA 乗車券は、当該 IC カードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行する。ただし、地域鉄道 I COCA 定期券をモバイルデバイスの I COCA に搭載した場合を除く。
- 2 定期券内容控は旅客の覚えであり、定期乗車券の効力はない。
  - 3 地域鉄道 I COCA 定期券の障害又は機器の故障により、地域鉄道 I COCA 定期券が使用できなくなった等、当社が認めた場合に限り当該地域鉄道 I COCA 定期券と定期券内容控を提

示することにより乗車をすることができる。

- 4 地域鉄道 I C O C A を使用する場合は、当該地域鉄道 I C O C A 定期券の定期内容控を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできない。

(運賃の減額等)

- 第 39 条 地域鉄道 I C O C A 定期券の券面表示の有効期間内であつて、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者割引設定大人用定期券」並びに「障害者割引設定介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃を収受する。
- 2 券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の駅相互を乗車するとき、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受する。
  - 3 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者割引設定大人用定期券」並びに「障害者割引設定介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃を収受する。
  - 4 前各項において、S F 残高が減額しようとする運賃以上であるときは S F から減額する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者割引設定大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃に第 22 条に規定する I C O C A 乗車券の運賃割引を適用した割引後運賃を減額する。
  - 5 坊っちゃん列車に乗車する場合は券面表示区間内であっても、S F 残高が減額しようとする運賃以上であるときは S F から坊っちゃん列車運賃料金を減額する。

(定期券内容控再印字)

- 第 40 条 定期券内容控券面表示事項が不明となった地域鉄道 I C O C A 定期券は、これを地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に差し出して、定期券内容控の再印字を請求することができる。

(効 力)

- 第 41 条 第 37 条の規定により発売した地域鉄道 I C O C A 定期券は旅客営業規則の定めにより取扱う。
- 2 地域鉄道 I C O C A 定期券は、記名人のみが使用することができる。
  - 3 第 16 条の規定により S F をチャージした地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、地域鉄道 I C O C A 定期券の券面表示区間外又は券面表示の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 25 条の規定を準用して乗車することができる。

(無効となる場合)

- 第 42 条 地域鉄道 I C O C A 定期券は、次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。
- (1) 定期利用者以外の者が使用した場合
  - (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合。
  - (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した地域鉄道 I C O C A 定期券を使用した場合
  - (4) 地域鉄道 I C O C A 定期券を所持する旅客が「別表 3 - 2」で定める所持資格を失った後に当該地域鉄道 I C O C A 定期券を使用した場合

- (5) その他不正乗車的手段として使用した場合
  - 2 前項に該当する場合は、地域鉄道 I C O C A 定期券に搭載された他の乗車券も回収する。
  - 3 第 1 項の規定により地域鉄道 I C O C A 定期券を無効として回収する場合は、第 48 条 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となる。
  - 4 偽造、変造又は不正に作成された地域鉄道 I C O C A 定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

- 第 43 条 偽造、変造又は不正に作成された地域鉄道 I C O C A 定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。
- 2 前項に規定するほか、地域鉄道 I C O C A 定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。
  - 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

- 第 44 条 第 42 条第 1 項の規定により、地域鉄道 I C O C A 定期券を無効として回収した場合は、当社旅客営業規則第 116 条により定められた旅客運賃・増運賃を収受する。

(紛失再発行)

- 第 45 条 地域鉄道 I C O C A 定期券の定期利用者が当該地域鉄道 I C O C A 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券（S F 残額がある場合は当該 S F を含む）の使用停止措置を行い、その翌日から 1 4 日目以内に再発行を行う。
- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該地域鉄道 I C O C A 定期券の定期利用者本人（小児用地域 I C O C A 定期券にあつては、定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
  - (2) 定期利用者の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。
  - (3) 再発行を行う前に、地域鉄道 I C O C A 定期券の処理を行う全ての機器に対して当該地域鉄道 I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。
    - 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する地域鉄道 I C O C A 定期券 1 枚につき紛失再発行の手数料 5 2 0 円とデポジット 5 0 0 円を現金で収受する。
    - 3 当該地域鉄道 I C O C A 定期券の使用停止の申込を受付けた後、これを取り消すことはできない。
    - 4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券を発見した場合は、旅客はこれを地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期利用者本人であることを証明したときに限り返却の取扱いを行う。

(障害再発行)

- 第 46 条 地域鉄道 I C O C A 定期券の破損等によって地域鉄道 I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書を地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ提出したときは、その翌日から 1 4 日以内に当該地域鉄道 I C O C A 定期券（S F 残額がある場合は当該 S F を含む）の再発行の取扱いを行うことがある。ただ

し、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

(地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている場合の再交付)

第 47 条 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ提出し、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した当該 I C O C A 乗車券 ( S F がある場合は当該 S F を含む。 ) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行う。その翌日から 1 4 日目以内に I C O C A 定期券発売会社で再発行を申し出、 I C O C A 定期券を再発行後、当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口で地域鉄道 I C O C A 定期券の再交付を行う。

- ( 1 ) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を請求する旅客が記名人及び定期利用者本人 ( 小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、記名人及び定期利用者本人又は代理人 )
- ( 2 ) 記名人及び定期利用者の氏名、生年月日等の情報が当社システムに登録されていること。
  - 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付する地域鉄道 I C O C A 定期券 1 枚につき再交付手数料 5 2 0 円を現金で収受する。
  - 3 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を再発行する場合、別に定める申込書を当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ提出したときに限り取り扱う。この場合、当該地域鉄道 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、 I C O C A 定期券を当該 I C O C A 定期券発売会社で障害再発行後に、当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口で記名人及び定期利用者の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていることを条件に当社で地域鉄道 I C O C A 乗車券の再交付を行う。
  - 4 地域鉄道 I C O C A 定期券を付加する I C O C A 乗車券を当社以外で再発行した場合は、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に準じて、当社で地域鉄道 I C O C A 定期券の再交付を行う。
  - 5 地域鉄道 I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマート I C O C A を J R 西の定める方法で再発行後に第 1 項、第 2 項及び第 3 項に準じて、当社で地域鉄道 I C O C A 定期券の再交付を行う。

( カードの交換 )

第 48 条 当社、 J R 西及び第 7 2 条に規定する他社の都合により、旅客が使用している地域鉄道 I C O C A 定期券を当該地域鉄道 I C O C A 定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号の I C O C A に予告なく、交換することがある。

- 2 前項により、交換されたカードは I C 改札機による定期乗車券の読み取りができない。その場合、当社窓口で定期利用者の氏名、生年月日等の情報が当社に登録されていることを条件に地域鉄道 I C O C A 定期券の再交付を行う。

( 当社の免責事項 )

第 49 条 紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該地域鉄道 I C O C A 定期券の払戻しや S F の使用等で生じた損害については、当社はその責を負わない。ただし当該損害が当社の故意又は重大な過失によって生じた場合は除く。

( 払い戻し )

第 50 条 旅客は地域鉄道 I C O C A 定期券が不要となった場合は、これを当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口へ差し出して、払い戻しの請求をすることができる。この場合、旅客が別に定め

- る申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該地域鉄道 I C O C A 定期券の定期利用者本人であることを証明したときに限って、旅客営業規則第 125 条により払い戻しを行う。
- 2 地域鉄道 I C O C A 定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当社窓口へ差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及び S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C A への変更を請求することができる。
  - 3 S F のみの払い戻しを請求することはできない。
  - 4 小児用地域鉄道 I C O C A 乗車券を所持する旅客が 1 2 才となる年度の 3 月 3 1 日を超え、小児用地域鉄道 I C O C A を使用することができなくなった場合は、S F 残額（10 円未満の額は数を切り上げ、10 円単位とした額）及びデポジットのみの払いもどしを請求することができる。この場、小児用地域鉄道 I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券が有効である場合に限り、I C カード乗車券とは別の媒体に移し替えるものとし、第 1 項第 3 号に定める手数料の収受は行わない。
  - 5 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、各社窓口で地域鉄道定期情報の削除を行う。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により当該地域鉄道 I C O C A 定期券の利用者本人（小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、請求できるものとする。
  - 6 第 1 項の定めにかかわらず、当該地域鉄道 I C O C A 定期券の利用者本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払もどしを請求することができる。ただし、小児用地域鉄道 I C O C A 乗車券にあっては、親権者等の法定代理人が払もどしを請求する場合で、公的証明書の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。
  - 7 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項により地域鉄道定期乗車券のみを請求できる。
  - 8 地域鉄道 I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項により地域鉄道定期乗車券の未払いもどした後、J R 西に申し出ること。
  - 9 前項にかかわらず地域鉄道 I C O C A 定期券を所持する旅客が「別表 3 - 2」に定める所持資格を失うことにより当該地域鉄道 I C O C A 定期券の払い戻しを請求する場合（同時に S F を請求する場合を含む）は手数料を収受しない。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 51 条 券面表示が有効期間内の地域鉄道 I C O C A 定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が乗車 R / W による処理を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則第 136 条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、S F をチャージした地域鉄道 I C O C A 定期券を所持し定期券内容控記載区間外を乗車する場合又は定期券内容控記載の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第 34 条の規定に準じて取り扱う。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は、別に定めるところによる。

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第 52 条 旅客は、地域鉄道 I C O C A 定期券で乗車処理をした後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して降車処理する場合は、実際乗車区間（有効期間内の場合は有効区間

を除く)の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客は、地域鉄道 I C O C A 定期券で乗車処理をした後、乗車しないで同一駅で降車処理する場合は、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、一定時間内であれば降車 R / W により発駅情報を消去することができる。

## 第 4 章 I C カード乗車券の他の施設利用

(他の施設での I C カード乗車券による利用の取扱方)

第 53 条 第 8 条の規定にかかわらず、当社路線以外で当社及び JR 西が別に定めた I C カード乗車券が利用できる他の施設(以下「他の施設」という。)において、I C カード乗車券による取扱いを行う。

- 2 I C カード乗車券が利用できる他の施設は次の通りとする。
  - ・伊予鉄バス株式会社が運行するバス路線(高速バスを除く)
  - ・その他、当社及び JR 西が認めた施設

(他の施設における取扱い範囲等)

第 54 条 他の施設における I C カード乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによる。

## 第 5 章 I C O C A への障害者割引の設定

(I C O C A への障害者割引の設定)

第 55 条 身体障害者割引又は療育手帳の所持者から障害者割引を受ける申し出があった場合は、当社の定めるところにより、I C O C A 乗車券に障害者割引の設定をする。

- 2 旅客は、障害者割引の設定に際して、身体障害者手帳又は療育手帳を提示のうえ、所定の申込用紙を提出しなければならない。
- 3 旅客は、I C O C A に設定した氏名等の変更が必要となった場合は、これは当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により割引設定をした I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明しなければならない。

(障害者割引の更新)

第 56 条 障害者割引の設定には更新期限があり、更新期限は別表 3-1 に定めるものとする。更新期限を過ぎた場合、当該 I C O C A は使用できなくなる。

(運賃の減額)

第 57 条 旅客が障害者割引を設定した I C O C A を用いて乗車する場合、次の各号のとおり当該乗車券区間の運賃を減額する。

- (1) 大人用 I C O C A ……片道 I C 普通運賃の半額
- (2) 小児用 I C O C A ……小児片道 I C 普通運賃の半額

(障害者割引設定 I C O C A 内容控および身体障害者手帳等)

第 58 条 第 54 条により I C O C A に障害者割引設定をした場合は、当該 I C O C A の情報を印字した内容控を同時に発行する。

- 2 内容控は旅客の覚えであり、乗車券の効力はない。
- 3 障害者手帳割引設定をした I C O C A 乗車券を使用する場合は、当該 I C O C A 乗車券の内容控および身体障害者割引又は療育手帳を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできない。

(内容控えの再印字)

第 59 条 障害者割引を設定した I C O C A の、内容控の表示事項が不明となったときは、これを当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に差し出して、内容控の再印字を請求することができる。

(効力)

第 60 条 第 9 条第 1 項の規定により使用する場合の I C O C A の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車券において、1 回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 割引設定をした I C O C A は旅客営業規則に定める記名人のみが使用できる。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。
- (4) 乗車後は、当日限り有効とする。

(無効となる場合)

第 61 条 割引の設定をした I C O C A は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合。
- (2) その他不正乗車の手段として使用した場合。
- 2 前項によるほか、割引設定をした I C O C A にあっては、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
  - (1) 記名人以外が使用した場合。
  - (2) 使用資格・氏名・年齢等を偽って割引設定した I C O C A を使用した場合。
  - (3) 内容控記載事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。
- 3 第 1 項および第 2 項に該当する場合は、I C O C A に搭載された他の乗車券も回収する。
- 4 第 1 項および第 2 項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第 7 2 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となる。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 62 条 前条に該当し使用した場合、旅客営業規則の定めにより、普通旅客運賃および割増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第 63 条 旅客は、I C O C A の盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできない。

- 2 前項にかかわらず、第 7 2 条第 2 項の規定により他社の乗車券が付加された I C O C A は、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。
- 3 第 1 項にかかわらず、障害者割引設定をした I C O C A の記名人が当該 I C O C A を紛失した場合で、別に定める申込書を当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口に提出したときは、

次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 1 4 日以内に再発行を行う。

- (1) 再発行登録および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該割引設定をした I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
  - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社システムに登録されていること。
  - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の I C O C A の処理を行う機器に対して当該 I C O C A の使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障害者割引を設定した I C O C A 1 枚につき紛失再発行手数料 5 2 0 円とデポジット 5 0 0 円を現金で収受する。
  - 5 第 3 項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできない。
  - 6 第 3 項および第 4 項の取扱いを行った後に、紛失した I C O C A を発見した場合、旅客はこれを当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した I C O C A とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行う。
  - 7 第 3 項および第 4 項の取扱いを行った場合、第 7 2 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された乗車券が定期券の場合には、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

#### (当社の免責事項)

- 第 64 条 紛失した障害者割引を設定した I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該 I C O C A や第 7 2 条第 2 項の規定により当該 I C O C A に付与された他社の乗車券の払いもどし、S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負わない。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

#### (障害再発行)

- 第 65 条 I C O C A の破損等によって I C O C A の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 I C O C A の S F 残額と同額の I C O C A の再発行の取扱いを行う。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口提出したときに限り取り扱う。この場合、当該 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日から 1 4 日以内に再発行を行う。
  - 3 第 2 項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。
  - 4 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った場合、第 7 2 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された乗車券が定期券の場合には、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

#### (払いもどし)

- 第 66 条 旅客は、I C O C A が不要となった場合には、これを当社地域鉄道 I C O C A 定期券取扱い窓口差し出して当該 I C O C A の S F 残額（1 0 円未満のは数は切り上げ、1 0 円単位とした額とする。）の払いもどしを請求することができる。この場合、手数料として I C O C A 1 枚につき 5 2 0 円支払うものとする。
- 2 前項の規定により障害者割引の設定をした I C O C A の払いもどしを請求する場合、旅客が



別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 I C O C A の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。

- 3 前項の定めにかかわらず、当該 I C O C A の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができる。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省力することができる。
- 4 前項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却する。
- 5 I C O C A の払いもどしを行うと、第 7 2 条第 2 項の規定により付加された他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合がある。
- 6 I C O C A の払いもどしを行う窓口は当社が別に定める。

(地域鉄道 I C O C A 定期券への変更)

- 第 67 条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、I C O C A 乗車券の S F 残額およびデポジットを引き継いで地域鉄道 I C O C A 定期券への変更を申し出ることができる。
- 2 I C O C A から地域鉄道 I C O C A 定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 I C O C A 上に定期乗車券の機能を付加することにより、地域鉄道 I C O C A 定期券に変更する。
  - 3 旅客は変更の際して氏名、生年月日等必要事項を別に定める申込書に記載し、提出しなければならない。
  - 4 前各項により変更を行う場合は、I C カードを交換して取り扱うことがある。

## 第 6 章 I C カード乗車券の相互利用等

(他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱方)

- 第 68 条 第 8 条の規定にかかわらず、JR 西の I C カード乗車券取扱約款に定める当社および JR 西以外の鉄道会社等(以下「他社線」という。)内において I C O C A 乗車券(障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下同じ。)による乗車等の取扱いを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券のうち、第 7 2 条第 2 項の規定により他社の乗車券を付加された I C O C A 乗車券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行う。
  - 3 当社が I C O C A 乗車券へ設定した障害者割引は他社線では適用されない。

(他社線内における取扱範囲等)

- 第 69 条 他社線内における I C O C A 乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、当該相互利用他社線の定めるところによる。
- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は当該 I C O C A 乗車券に関して当社が保有する個人情報当該他社に提供することがある。

(相互利用他社等が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱方)

- 第 70 条 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについて

は、当社線内において乗車等の取扱いを行う。

- 2 相互利用他社等が発行したICカードのうち、当社と相互利用が可能なICカード乗車券は次のとおりとする。
  - (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行のKitaca乗車券およびKitaca定期乗車券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したKitaca定期乗車券を除く。）
  - (2) 株式会社パスモ発行のPASMOおよびPASMO定期券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したPASMO定期券を除く。）
  - (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行のSuica乗車券およびSuica定期乗車券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSuica定期乗車券を除く。）
  - (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレールSuica乗車券およびモノレールSuica定期乗車券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレールSuica定期乗車券を除く。）
  - (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかいSuica乗車券およびりんかいSuica定期乗車券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかいSuica定期乗車券を除く。）
  - (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカおよびマナカ定期券（障害者割引を適用して発売したマナカおよび障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。）
  - (7) 株式会社エムアイシー発行のmanacaおよびmanaca定期券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。）
  - (8) 東海旅客鉄道株式会社発行のTOICAおよびTOICA定期券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したTOICA定期券を除く。）
  - (9) 株式会社スロットKANSAI発行のPiTaPaカードであって当社が別に定めるもの。
  - (10) 福岡市交通局発行のはやかけんおよびはやかけん定期券（障害者割引を適用して発売したはやかけんおよび障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。）
  - (11) 株式会社ニモカ発行のnimokaカードおよびnimoka定期乗車券（障害者割引を適用して発売したnimokaおよび障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したnimoka定期券乗車券を除く。）
  - (12) 九州旅客鉄道株式会社発行SUGOCA乗車券およびSUGOCA定期券（障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSUGOCA定期券を除く。）
  - (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica（Suica Lightを含む。）および株式会社パスモ発行のPASMO PASSPORT
- 3 前項に定める鉄道会社等が発行したICカード乗車券で当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第5条から第10条まで、第11条から第18条まで、第23条から第28条まで、第29条第1項、第30条、第42条、第43条、第44条までの規定およびJR西のICカード乗車券取扱約款第30条および第32条の規定を準用する。この場合、相互利用他社等が発行したICカードを媒体とした定期乗車券についてはJR西のICカード乗車券取扱約款の「ICOCA定期券」の規定を準用するものとし、ICカードを媒体としたストアフェアカードについては「ICOCA」の規定を準用するものとする。ただし、第18条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示および印字できないものがある。
- 4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のICカードを媒体としたストアフェアカードについては、JR西のICカード乗車券取扱約款第32条1項および第33

条1項第6号の規定を準用する。

- 5 第3項の定めにかかわらず、第2項第13号に定めるICカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第24条および第26条第2項第2号の規定は準用しない。
  - (2) 当該のICカード乗車券発行会社が定めるカード有効期限を超えて利用することができない。
  - (3) 当該のICカード乗車券発行会社発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員から請求があったときは、いつでも所持するレファレンスペーパーを提示しなければならない。

## 第7章 IC O C A乗車券の他社での発売

(IC O C A乗車券を発売する他社)

- 第71条 IC O C A乗車券の発売は、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7および7の2に定める他社で行うことがある。
- 2 IC O C A乗車券には、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社の乗車券を付加することがある。
  - 3 他社におけるIC O C A乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによる。

(他社で発売するIC O C A乗車券の当社での取扱い)

- 第72条 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社およびJR西で発売したIC O C A乗車券で、当社において乗車等の取扱いをする場合は、第5条から第10条まで、第11条から第18条まで、第23条から第28条まで、第29条第1項、第30条、第42条、第43条、第44条までの規定およびJR西のICカード乗車券取扱約款第30条および第32条の規定を準用する。
- 2 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社およびJR西で発売した定期乗車券を搭載したIC O C A乗車券については、当社で払いもどし、第45条、第46条および第65条に定める再発行の取扱いはできない。ただし、再発行登録、デポジット返却については、取り扱う。
  - 3 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社で発売した定期券が付加されたIC O C Aは、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできない。ただし、再発行登録については取り扱う。

附則 この規則は、2025年3月18日から施行する。

【地域鉄道IC O C A定期券取扱い窓口】

松山市駅 松山市駅チケットセンター

伊予鉄トラベル大街道営業所

高浜線 高浜駅・三津駅・古町駅

横河原線 いよ立花駅・久米駅・梅本駅・横河原駅

郡中線 余戸駅・松前駅・郡中港駅

【ICOCA乗車券取扱い窓口】

当社鉄道線有人各駅

別表

別表1-1 (第4条 ICカード乗車券の種類：ICOCA乗車券)

種 類		対 象	
ICOCA乗車券	大人用	無記名式	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	小児用	記名式	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者割引設定 人用	記名式	障害者割引設定大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者割引設 定小児用	記名式	障害者割引設定小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者割引設 定介護用	記名式	障害者割引設定介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
地域鉄道ICOCA定期券	通勤定期	大人用	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者割引設 定大人用	障害者割引設定大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者割引設 定介護用	障害者割引設定介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	通学定期	大人用	通学を目的とする一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	通学を目的とする一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者割引設 定大人用	通学を目的とする障害者割引設定の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	シルバー定期	大人用	80歳以上(経過措置として1951年(昭和26年)以前にお生まれの方および運転免許を自主返納された方については75歳以上)の一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券

別表1-2 (第4条 ICカード乗車券の種類：全国相互利用が可能なICカード)

種 類	全国相互利用が可能な事業者名	対 象
K i t a c a	北海道旅客株式会社	

PASMO	株式会社パスモ	SF機能を有しないICカード乗車券、特定割引を適用して発売したICカード乗車券及び発行局社が条件を付して発行した場合でその条件を満たさないものを除く。
Suica	東日本旅客鉄道株式会社	
モノレール Suica	東京モノレール株式会社	
りんかい Suica	東京臨海高速鉄道株式会社	
manaca/マナカ	株式会社エムアイシー/株式会社名古屋交通開発機構	
TOICA	東海旅客鉄道株式会社	
PiTaPa	株式会社スルッとKANSAI	
はやかけん	福岡市交通局	
nimoka	株式会社ニモカ	
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社	

別表2 (第16条 ICカードチャージ: ICOCA乗車券)

取扱機器	1回あたりのチャージ取扱額
ICOCA乗車券取扱い窓口	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。

注:

別表3-1 (第19条 ICOCA乗車券の所持資格)

種類		所持資格	更新(有効)期限
ICOCA 乗車券	ICOCA	無記名式	なし
	小児用ICOCA	記名式	小学生の方 12才になる年度の3月31日
	障害者割引設定 ICOCA	記名式	中学生以上の方で、身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方 発売日(更新日)から6ヶ月
	障害者割引設定 小児用ICOCA	記名式	小学生の方で、身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方 発売日(更新日)から6ヶ月
	障害者割引設定 介護用	記名式	身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護人として同一区間を同乗される場合のその介護人の方 発売日(更新日)から6ヶ月

別表3-2 (第33条 地域鉄道ICOCA定期券の所持資格)

種類	所持資格
----	------

地域鉄道 ICOCA 定期券	通勤定期	大人用	なし
		小児用	6歳以上12歳未満（13歳未満の小学校児童を含む）の方
		障害者割引設定大人用	第1種身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方が介護者との期間・区間を同乗される場合所持できる。
		障害者割引設定介護用	第1種身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方及び12歳未満の第2種身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者
	通学定期	大人用	学校教育法第1条に規定された学校及び同法82条・83条に規定され、かつ当社が指定した学校の生徒であって通学証明書を提出された方
		小児用	地域鉄道ICOCA定期券の通学定期の発売条件に該当し、かつ6歳以上12歳未満（13歳未満の小学校児童を含む）の方
		障害者割引設定大人用	地域鉄道ICOCA定期券の通学定期の発売条件に該当し、かつ第1種身体障害者割引設定手帳・療育手帳の交付を受け、介護者との期間・区間を同乗される場合の身体障害者割引設定の方
シルバー定期	大人用	80歳以上（経過措置として1951年（昭和26年）以前にお生まれの方および運転免許自主返納の証明書を提示された方については、75歳以上）の一般大人で、申し込みの際、年齢を証明する公的証明書（運転免許証・健康保険証等）及び顔写真1枚を提示された方	

別表3-3（第33条 障害者割引設定などの割引適用条件一覧）

種類	適用者	割引率
地域鉄道ICOCA定期券（通勤定期）	障害者割引設定本人・介護者	通勤定期券の半額
地域鉄道ICOCA定期券（通学定期）	障害者割引設定本人	通学定期券の半額